松江市告示第 203 号

地域ブランド産地育成事業補助金交付要綱 (平成 27 年松江市告示第 218 号) の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

松江市長 松浦正敬

次の表により、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前	
別表(第2条関係)	別表(第2条関係)	
1 玄丹そば生産振興事業	1 玄丹そば生産振興事業	
略 補助金交 付の対象 である事 務又は事 業の内容	略補助金交付の対象(1) 玄丹そばの収穫委託(島根県農業協同組合くにびき地区本部への刈取委託分に限る。)務又は事業の内容(2) 玄丹そばの高効率生産対策団地化又は集団取り組みによる1ha以上の作付け	
補助金の 交付対象 経費 <u>玄丹そばの刈取委託に要する経</u> 費	補助金の次の各号に掲げる事業の区分に 交付対象 経費 (1) 玄丹そばの収穫委託 刈 取委託料 (2) 玄丹そばの高効率生産対 策 島根県農業経営指導指 針に基づくそばの作付けに 要する経費	
補助金の 交付の率 又は金額 10a当たり <u>4,000円</u> 以内の額	補助金の 交付の率 又は金額 (1) <u>玄丹そばの収穫委託</u> 10a当たり3,000円以内の額	

に刈取面積(0.01a未満切捨 て)を乗じて得た額(1円未満 切捨て)とする。

終期 令和4年3月31日

略

2 大豆生産量拡大事業

 略

 終期
 令和4年3月31日

 略

3 西城柿販売促進対策事業

	略	
終	·期	令和4年3月31日
		 略

に刈取面積(0.01a未満切捨 て)を乗じて得た額(1円未満 切捨て)とする。

(2) 玄丹そばの高効率生産対策 10a当たり4,000円以内の額に作付面積(0.01a未満切捨て)を乗じて得た額(1円未満切捨て)とする。

終期 令和3年3月31日

略

2 大豆生産量拡大事業

 略

 終期
 令和3年3月31日

 略

3 西城柿販売促進対策事業

 略

 終期
 令和3年3月31日

 略

4 学校給食用食材生産拡大事業

|補 助 金 交||学校給食に納入する野菜の生産| |付の目的 | 拡大を図り、学校給食における地| 場産比率の向上を図る。 |補 助 金 交||学校給食に納入する野菜の生産 付の対象拡大を図るために必要な施設、機 で ある 事 械及び器具の整備 務又は事 業の内容 |補 助 金 の|施設、機械及び器具の購入や修繕| |交付対象||等補助金交付の対象となる事業 経費に必要な経費 |補 助 金 の||補助金の交付対象経費の2分の1| |交付の率||の額(1,000円未満切捨て)とし、 |又は金額 ||60万5,000円(1,000円未満切捨 て)を上限とする。 令和3年3月31日 終期 |補 助 事 業|島根県農業協同組合を介して市| |者の範囲 |の学校給食に野菜を納入する農| 業者

附則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。